

評価項目	配点	点数	指標
1 総合相談支援及び権利擁護業務 (合計25点)			
(1) 夜間・早朝・平日以外の窓口（連絡先）の設置及び周知	3点		窓口、パンフレット及びHPへの掲載
(2) 相談件数の報告及び相談内容の分類及び整理 (高齢者虐待を疑われる事例・消費者被害を疑われる事例を含む)	5点		件数の毎月報告・データまたは紙面で整備
(3) 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先等に関する情報の収集	5点		データまたは紙面で整備
(4) iiiの機関・団体等の会議等への参加	5点		地区（公民館単位）ごとに6回／年
(5) 高齢者実態調査結果に基づく個別訪問	7点		包括支援業務人員基準×30件／年
2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (合計20点)			
(1) 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等）の把握	3点		データまたは紙面で整備
(2) 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催	7点		1回／年
(3) 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいた関係機関・関係者との意見交換の場の設定（地域ケア会議は含まず）	7点		1回／年
(4) 介護支援専門員から受けた相談事例の件数報告及び内容の整理	3点		件数の毎月報告・データまたは紙面で整備
3 地域包括ケアシステムの構築に関する業務 (合計30点)			
(1) 地域ケア会議（個別事例から地域課題を検証）の開催	5点		地区（中学校単位）ごとに2回／年
(2) 地域ケア会議（その他）の開催	15点※		地区（公民館単位）ごとに1回／年 ※担当地区数のうち、半分以上達成の場合7点
(3) 1の(3)の機関・団体等の支援（地域包括ケアシステムの構築に資するもの）	10点		包括支援業務人員基準×10件／年
4 人員体制 (5点)			
(1) 人員配置基準の達成	5点		令和6年3月31日時点
5 政策提言 (合計20点)			
(1) 担当圏域の地域課題等の分析	10点		1回／年
(2) iを解決するための市に対する政策提言	10点		1回／年
100点～80点：委託料100%、79点～60点：委託料97%、59点以下：委託料95%		合計点：	点